鳥取県告示第 191 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字網代字鴨ケ礒南側318(次の図に示す部分に限る。)、329、330、331の1、332、333の1、333の2、334の1、334の2、335の1、335の2、336の1、338の1、字鴨ケ礒北側374の1、376、377の1、字大網代北側379、380、381の1、381の2、大字大谷字屋敷2239の3、2240、字家ノ奥2243の1、2244、2249の1、2249の2、大字外邑字入道谷上谷524、524の2、524の3、526、528、大字田後字金山224、225、大字洗井字青山西平1898の1、1898の2、大字浦富字坊谷3081の77

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字田後字金山224、225、大字洗井字青山西平1898の2・大字浦富字坊谷3081の77(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字網代字大網代北側390の1、大字大羽尾字屋敷426、字岩城谷450の1、450の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)